

事業区分名	一般コミュニティ助成事業
助成事業概要	<p><b>【実施要綱:第2.1.(1)、留意事項:第1.1.(1)】</b></p> <p>住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。整備する施設又は設備等は、コミュニティ組織が維持管理できるもの。</p>
助成対象団体	市（区）町村（政令指定都市は除く。）
助成事業実施主体	<p><b>【実施要綱:第4.1.(1)、留意事項:第3.1.(2)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織</li> </ul> <p>主に、市（区）町村における自治会、町内会等のコミュニティ組織とする。ただし、単一の団体による申請では、助成金の下限額に満たないため、複数の団体の要望をとりまとめて申請する等、合理的な理由があり、コミュニティ活動の支援に直結する事業となる場合に限り、市（区）町村が事業実施主体となることが可能</p> <p>※ <b>【留意事項:別紙1.参考①&lt;1&gt;】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象とならない団体： 市（区）町村全域や市外を対象とするイベントのために組織された団体 商業振興を目的とした活動を行っている団体（商工会等）</li> </ul>
助成金額	100万円から250万円まで（10万円単位(単位未満切捨)）
助成対象経費	<p><b>【留意事項:別紙1.参考①&lt;1&gt;】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に該当しない東屋等（自治体の建築主事等の証明書を添付すること）</li> <li>基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る） <b>(注) 最低限の大きさのもの1基を想定。</b></li> </ul>
助成対象外経費	<p><b>【留意事項:別紙1.参考①&lt;1&gt;】（抄）その他詳細は留意事項ご参照</b></p> <p>個人の利用に留まるもの 各戸へ配布するもの 建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等） 特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等） <b>(注)特定の名称にはそれらを想起する文字も含まれます。</b> 防災目的の備品 動力の付いた屋台、山車等 PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする） 照明器具等のうち、電球のみの整備 電力申請費等の申請に要する費用</p>
助成対象外事業（全事業共通）	<p><b>【留意事項:第1.1.(9)】（抄）その他詳細は留意事項ご参照</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業。</li> <li>○ 次のものを含む事業。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の整備（取得、造成を含む）。</li> <li>・ 既存施設、中古品の購入。</li> <li>・ 既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去。ただし、一般コミュニティ助成事業における地域の祭りに関する備品の修理・修繕は助成対象。</li> <li>・ 車両（乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む）。</li> <li>・ 宗教に関する施設及び設備等の整備。 土地を要する事業を実施する場合（広場整備やベンチの設置等）で、次に該当するもの。</li> </ul> </li> <li>○ ・ 登記簿謄本の権利部（乙区）に抵当権等の権利関係が付着しているもの（含む抹消登記未済）。</li> </ul>